（国土調査の実施の委託の要件）

第四条　法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（身分を示す証明書）

第五条　法第二十四条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第七とする。

（権限の委任）

第六条　（略）

別記様式第一（第二条第一号関係）

（この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ３とする。）

①図郭線
②図郭線の座標値
③地図の名称
④座標系記号
⑤測地系の名称
⑥地番区域見出図
⑦左上整理表題
⑧右下整理表題
⑨精度区分見出図
⑩隣接図郭線番号見出図

（国土調査の実施の委託の要件）

第二条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。次条において「法」という。）第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

（権限の委任）

第三条　（略）

（新設）